

法人税関係

少額減価償却資産の特例からの
貸付資産の除外

1はじめに

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以後に取得等する減価償却資産のうち、貸付けの用に供するものについては、原則として、下記に掲げる規定の対象資産から除外されることとなった（法令133①、133の2①、措法67の5①、措令39の28②）。

- ① 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法令133）。
- ② 一括償却資産の損金算入（法令133の2）。
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5）。

2貸付資産のうち対象資産から除外されないもの

貸付資産であっても、主要な事業として行われる貸付けの用に供されるものについては、上記1①～③の規定の対象資産から除外されない。

この場合において、次に掲げる資産の貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする（法規27の17①、27の17の2、措規22の18）。

- ① 法人が特定関係（事業を実質的に支配する等の一定の関係）のある法人の事業の管理及び運営を行う場合におけるその法人に対する資産の貸付け

例えば、企業グループの管理運営を行う親法人その他グループ内の法人が、グループ内の他の法人に対して行う事務機器等の貸付けなどはこれに該当する。

- ② 法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者のその資産の譲渡又は役務の提供の

事業の用に専ら供する資産の貸付け

例えば、製造業を営む法人が、自己の下請け業者等に対して行う専らその製造業を営む法人のためにする製品の加工等の用に供される機械等の貸付けなどはこれに該当する。

- ③ 継続的に法人の経営資源（事業の用に供される設備、事業に関する従業者の有する技能又は知識、その他これらに準ずるもの）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

例えば、事業を行うにあたっては、その事業のための資産や従業員の技能等が必要となることから、通常の事業としての貸付けであれば、おおむね経営資源を活用して行うものに該当すると考えられる。一方で、貸付けの目的物及び租税に関する知識のみで行われるようなものは、法人税の負担軽減のために行われる貸付けと認められることから、この類型から除外されることとなる。

- ④ 法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

例えば、不動産販売業等を営む法人が、その販売した建物等の販売先に対して行うその建物等の附属設備の貸付けなどはこれに該当する。

3主要な事業として行われる貸付けに該当しないもの

上記2に該当する貸付けであっても、資産の貸付け後に譲渡人（法人に対してその資産を譲渡した者）その他の者が、その資産を買い取り、又はその資産

を第三者に買い取らせることを斡旋する旨の契約が締結されている場合で、その貸付けの対価の額及びその資産の買取りの対価の額の合計額が、その法人のその資産の取得価額のおおむね90%を超える場合の貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする（法規27の17②、27の17の2、措規22の18）。

4おわりに

貸付資産が上記1①～③の規定の対象資産から除外されたこととなった理由は、自らが行う事業では使用しないにも関わらず、節税目的のためだけに大量の少額減価償却資産を取得するという行為が横行していたからである。

例えば、①少額減価償却資産に該当する資材（建設用足場）を大量に購入する、②購入した資材をオペレーティングリース契約により建設会社に貸し付ける、③リース期間終了後に資材を売却する、という節税スキームを行った場合には、資材を購入した年度の利益を大幅に圧縮することが可能となる。また、資材の購入費用について賃料収入と売却収入により回収することができるとなる。

このような過度の節税行為を防ぐために、主要な事業として行われる貸付けに該当するもの以外の貸付資産については、上記1①～③の規定の対象資産から除外されることとなったので、留意が必要である。

〔右山研究グループ
税理士 星山 光雄〕